



政策企画課より

「行政改革推進委員会」の委員を募集します

町では、第3次行政改革大綱を策定中であります。この大綱等に対する意見をいただきたく、行政改革推進委員会の委員を募集します。

- 役 割 行政改革に関する取り組みについての協議や検討など
- 応募資格（次の要件を満たしている行政改革に関心のある人）
 - ・7月1日時点において、本町に1年以上在住する満20歳以上の人
 - ・錦江町の他の附属機関の委員に選任されていない人
 - ・議員又は錦江町の職員（非常勤職員を含む）でない人
- 任 期 2年間

- 募集人員 5人以内
- 応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、政策企画課まで郵送、FAXまたは直接持参してください。※申込書は、政策企画課または支所住民生活課に備え付けてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。
- 応募期限 **8月17日（金）必着**
- 詳細は、申込書に記載の募集要項をご覧ください。

お問い合わせ先

（本庁）政策企画チーム ☎ 0994-22-3032

空き家バンクに登録しませんか？

町内には利用可能な空き家が数多く存在しています。このまま放置するよりも空き家バンクに登録して、希望される方々に貸し出して空き家を有効活用しませんか？

 **今回空き家バンク登録推進のために助成制度を新設しました！**

特典1：固定資産税相当額を助成します！
空き家バンクに登録していただく家屋と宅地にかかる固定資産税相当額を助成します。（上限5万円）

特典2：庭木の剪定や除草、家屋の清掃等の費用を助成します！

町内業者に剪定や除草作業等を委託する場合、その費用の80%を助成します！（上限5万円）

※依頼先は町内事業者に限ります。
個人への依頼は補助の対象になりません。

※当補助金を利用した場合は空き家バンクに最低5年間登録することが条件です。

※空き家バンクに登録できる「空き家」は、合併浄化槽または農業集落排水に接続されており、普通自動車が駐車できるスペースを有することが条件です。

 **空き家をリフォームする場合の補助金も見直しました。是非ご活用ください。**

●**空き家リフォーム補助金の補助率が50%に！**
（旧）補助対象経費の20%（限度額30万円）



（新）補助対象経費の**50%**（限度額**60万円**）

●**家財撤去費用を全額助成します！（上限あり）**
（旧）5万円以上の経費に対して20%（上限10万円）



（新）**5千円**以上の経費に対して**10万円**を上限に全額助成します

●**補助条件を緩和します！**
今までは、賃貸契約の成立が補助要件でしたが、今回から契約相手がいなくても補助の対象になります。

お問い合わせ先

（本庁）政策企画チーム ☎ 0994-22-3032